

鹿 財 第 6 4 6 号
令和 7 年 3 月 4 日

関係団体の長 様

鹿屋市長 中西 茂

賃金等の変動に対する鹿屋市建設工事請負工事契約約款第21条第8項の運用について（依頼）

平素より、本市の建設行政の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年3月から適用する公共事業設計単価表において、公共工事設計労務単価は全職種平均で6.0%上昇したところです。

これに伴い、本市においては、今回の労務単価の上昇を確実に技能労働者の賃金引上げにつなげるための措置として、一定の既契約工事について、別紙のとおり鹿屋市建設工事請負工事契約約款第21条第8項（インフレスライド条項）を運用することとしましたので、趣旨をご理解の上、適切に対応していただきますようお願いいたします。

つきましては、御理解を賜り、貴下会員への周知等について、御配慮方よろしく申し上げます。

【問合せ先】

鹿屋市総務部財政課
契約検査室（本庁7階）
TEL：0994-31-1178

賃金等の変動に対する鹿屋市建設工事請負工事契約約款第21条第8項（以下「インフレスライド条項」という。）の運用

1 インフレスライドについて

「インフレスライド」とは、鹿屋市建設工事請負工事契約約款第21条第8項に基づき、「工期内に、インフレーションその他の予期することのできない特別の事情により賃金又は物価に著しい変動を生じ、請負代金額が著しく不適当となったとき」に、発注者と受注者とが協議して請負代金額を変更できる措置のことです。

2 適用対象工事について

インフレスライド条項の請求は、3（3）に定める残工期が3（2）に定める基準日から2ヶ月以上あること。

なお、今回は契約を令和7年2月28日以前に行った工事を対象とします。

3 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとします。

- （1）請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」といいます。）を請求した日とします。
- （2）基準日：請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とします。
- （3）残工期：基準日以降の工事期間とします。

4 スライド協議の請求について

スライド協議を請求される場合は、変更協議請求書（別記様式第1-1号）（市ホームページ掲載）を速やかに工事主管課に提出してください。

なお、請求が遅滞すると、基準日から起算した残工期が2ヶ月に満たなくなり本運用の対象外となる可能性がありますので御注意ください。

5 請負代金額の変更について

- （1）賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」といいます。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とします。
- （2）増額スライド額については、次式により行います。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1 / 100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとします。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額

$$(P = \sum (\alpha \times Z)、\alpha：請負比率（落札率）、Z：積算額)$$

- (3) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではありません。

6 残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、本工事内訳表に対応して出来高確認を行うものとします。
- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが変更指示されている設計量についても基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とします。
- (3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこととします。
また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うこととします。
- ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱うこととします。
 - ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とします。
 - ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱うこととします。
- (4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても、出来形数量の対象とできるものとします。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は出来形部分に含めるものとします。

7 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができるものとします。

8 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 市契約約款第21条第1項から第5項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本運用によるスライドを請求することができるものとします。
- (2) 本運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、市契約約款第21条第6項から第7項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができるものとします。

9 スライド協議により請負代金額変更となった場合

インフレスライドにより請負代金額を変更した場合は、本運用の趣旨を御理解いただき、技能労働者への賃金水準引上げ等について、適切に対応されるようお願いいたします。

また、下請け業者と契約を締結している場合は、契約金額の見直し等の適切な対応をしていただき、変更契約書等（写し）を工事主管課へ提出していただきますようお願いいたします。